

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		権利擁護事業						予算事業名		権利擁護事業費			
予 算 科 目		会計	04	款	項	目	事業	要求区分	介護保険法				
				03	03	01	1105	経常経費	根拠法令				
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業				
		1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）											
		②地域包括ケアシステムの構築						担当課係等	長寿福祉課				
事業期間		継続（平成19年度～令和 4年度）							地域包括支援センター				
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行い，高齢者が地域において尊厳ある生活を維持できるようにする								地域支援事業において，地域包括支援センターの必須事業として位置づけられている。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり								地域住民，民生委員，介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない，適切なサービス等につながる方法が見つけられない等の困難な状況にある高齢者					
								【事業をとりまく環境の変化】					
								急速な高齢化，家族構成の変化等により，多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており，3職種の連携による相談対応が求められる。また，平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され，各自治体で市町村計画を策定し，制度利用促進に向けた体制整備を進めていくこととされた。					
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり				①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり				①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり					
■事業費													
				R01年度		R02年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	15	63						
	県		支	出	金	7	31						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	17	72						
歳入計（千円）				39		166							
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）				金額（千円）		金額（千円）						
	07	報償費			33		83						
	08	旅費			0		8						
	10	需用費			6		8						
	13	使用料及び賃借料			0		18						
	18	負担金補助及び交付金			0		49						
歳出計（千円）（A）				39		166							
伸び率（％）						325.64							
備考	総合計画62ページ 予算書281～282ページ												

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	高齢者虐待相談・通報受理件数	件	目標	17.00	20.00	25.00
	高齢者虐待（疑いを含む）への対応件数		実績	17.00	0.00	0.00
		件	目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	高齢者虐待防止普及啓発研修会参加者数	人	目標	65.00	70.00	80.00
	高齢は虐待防止について関係者へ普及啓発を行う		実績	0.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	65歳以上の高齢者人口及び独居高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者などの増加に伴い、需要が高まることが予想される。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	実施主体は市町村と定められており、地域包括支援センターの必須事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	国実施要項に定められた方法である。他、相談内容が複雑多岐になり、困難事例も増加しているため行政直営の役割が必須である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	業務に従事する専門職員数は条例に規定する基準を満たす最低限の員数である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	目的とした対象者には概ね広く便宜を提供している。加齢に伴い認知機能や判断能力が低下した者を支援する体制を整備する当該事業は受益者に偏りがあると言えない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	長寿福祉課として対応を検討し、必要に応じて他課や関係機関と連携し対応している。また、対応した虐待事例を振り返り、地域包括支援センター職員のスキルアップ向上を目指すための研修を行っている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	上記同様。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
65歳以上の高齢者人口増加及び家族構成の変化等に伴い、権利擁護に関する相談件数は増加傾向である。権利擁護に関する相談は複雑多岐になることが多いため、職員自身が研修等に参加し知識や対応能力の向上を図ることが重要である。特に、高齢者虐待については、高齢者虐待防止法において、その適切な支援等について市町村が第一義的に責任をもつことと規定されている。そのため、行政としての判断根拠をより明確なものにするため、弁護士等の専門職から助言を受けられる体制を継続して確保する必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
速やかな初期対応を図り、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービスを提供する関係機関や制度利用につなげる等の支援を行う。また、継続的な見守り、問題の未然防止のため、研修会等を通して普及啓発することで、地域における様々な関係者との連携を強化していく。 虐待対応に関しては、上記の課題から茨城県社会福祉士の「虐待対応専門職チーム」を活用し、継続して職員の対応能力の向上を図る。成年後見制度の活用促進に関しては、県の支援を受けてつつ、社会福祉課と連携して成年後見制度利用促進計画の策定や地域連携ネットワークについて検討していく。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 高齢者の増加や核家族化の進展により、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれており、今後、重要な事業として位置づけられる。侵害されやすい高齢者の人権や権利を理解し、市として福祉分野における権利侵害の予防や対応、専門的な支援が実施できる体制について検討する必要がある。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。